

山梨県公報

号外第四十一号

平成十四年

七月十七日

水曜日

目次

山梨県住民基本台帳法施行条例	二
山梨県職員の仕事時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	三
山梨県学校職員の仕事時間等に関する条例の一部を改正する条例	三
山梨県土地収用手数料条例の一部を改正する条例	三
山梨県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例	四
山梨県警察官支給品及び貸与品条例及び山梨県交通巡視員支給品及び貸与品条例の一部を改正する条例	四
山梨県県税条例の一部を改正する条例	四
山梨県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例	五
山梨県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例	五

条例のあらまし

- 1 山梨県住民基本台帳法施行条例(条例第三十一号)(市町村課)
 - (一) 住民基本台帳法(以下「法」といふ。)の一部改正に伴い、必要な事項を定めることとした。
 - (二) 本人確認情報(法第七条第一号から第三号まで、第七号及び第十三号に掲げる事項並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいふ。以下同じ。)の保護に関する審議会は、山梨県個人情報保護条例第三十六条第一項に規定する山梨県個人情報保護審議会とした。
 - (三) 指定情報処理機関が收受する情報提供手数料の算定方法を定めた。
 - (四) 本人確認情報の開示請求・訂正申出に関する手続規定を定めた。
 - (五) 本人確認情報の開示請求に係る費用負担を定めた。
- 2 この条例は、平成十四年八月五日から施行することとした。

山梨県職員の仕事時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十二号)(人事課)

- 1 特別休暇として子の看護休暇を設けることとした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県学校職員の仕事時間等に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十三号)(教育庁義務教育課)

- 1 特別休暇として子の看護休暇を設けることとした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県土地収用手数料条例の一部を改正する条例(条例第三十四号)(用地課)

- 1 土地収用法施行令の一部改正に伴い、次に掲げる改正を行うこととした。

- (一) 新設 仲裁手数料 十二万六千円
- (二) 改正 事業認定手数料 十五万八千円(改正前 十二万円)

この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例(条例第三十五号)(医務課)

- 1 保健師等の養成施設に在学している者で看護職員修学資金(以下「修学資金」といふ。)の貸与を受けたもの(以下「養成施設貸与者」といふ。)の当該修学資金の返還の当然免除の要件である業務従事期間を「三年間」から「五年間」に改正することとした。
- 2 養成施設貸与者の当該修学資金の返還が裁量により免除される額を算定するにあたって貸与期間に乗ずる係数を「二分の三」から「二分の五」に、「三倍」を「五倍」に改正することとした。

- 3 看護師の免許を取得している者であつて看護に関する専門知識を習得するため大学の修士課程に在学している者に対する修学資金の貸与及び免除の要件である業務を「看護師としての業務」から「看護職員の業務」に改正し、免除及び猶予対象施設を追加することとした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県警察官支給品及び貸与品条例及び山梨県交通巡視員支給品及び貸与品条例の一部を改正する条例(条例第三十六号)(警察本部警務課)

- 1 警察官及び交通巡視員に貸与する装備品の品目に識別章を加えるとともに、手帳を警察手帳に改めることとした。
- 2 その他規定の整備を行うこととした。

- 3 この条例は、平成十四年十月一日から施行することとした。
- 山梨県県税条例の一部を改正する条例(条例第三十七号)(税務課)

1 法人税について連結納税制度が創設されることに伴い、法人の県民税及び法人の事業税について連結納税の承認を受けた法人に係る部分を追加することとした。

2 その他規定の整備を行うこととした。

3 この条例は、平成十四年八月一日から施行することとした。

山梨県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十八号）
（議会）

1 地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（条例第三十九号）（議会）

1 山梨県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を次のとおり定めることとした。

選挙区の名称	選挙区の区域	選挙すべき議員の数
東山梨郡	東山梨郡の区域	一人
東八代郡	東八代郡の区域	三人
西八代郡	西八代郡の区域	一人
南巨摩郡	南巨摩郡の区域	二人
中巨摩郡	中巨摩郡の区域	八人
北巨摩郡	北巨摩郡の区域	三人
南都留郡	南都留郡の区域（西桂町の区域を除く。）	二人
北都留郡	北都留郡の区域	一人
甲府市	甲府市の区域	九人
富士吉田市	富士吉田市の区域	三人
塩山市	塩山市の区域	一人
都留市・西桂町	都留市及び南都留郡西桂町の区域	二人
山梨市	山梨市の区域	二人
大月市	大月市の区域	二人
韮崎市	韮崎市の区域	二人

2 この条例は、平成十五年一月一日から施行することとした。

3 山梨県議会の議員の定数及び選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例は、廃止することとした。

条 例

山梨県住民基本台帳法施行条例をここに公布する。

平成十四年七月十七日

山梨県知事 天 野 建

山梨県条例第三十一号

山梨県住民基本台帳法施行条例

（趣旨）

第一条 この条例は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（本人確認情報の保護に関する審議会）

第二条 法第三十条の九第一項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、山梨県個人情報保護条例（平成五年山梨県条例第一号）第三十六条第一項に規定する山梨県個人情報保護審議会とする。

（情報提供手数料の額の算定方法）

第三条 法第三十条の十第五項に規定する情報提供手数料の額は、同条第一項に規定する指定情報処理機関が行う法第三十条の七第三項の規定による本人確認情報の提供に要する費用を当該本人確認情報の提供の見込み件数で除して得た額を基礎として定めるものとする。

（開示請求の方法）

第四条 法第三十条の三十七第一項の規定により自己に係る本人確認情報の開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を知事に提出しなければならない。

一 氏名及び住所

二 請求する開示の方法

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、開示請求をしようとする者は、知事に対して、自己が当該開示請求に係る本人確認情報の本人又は法定代理人であることを証明するために必要なものとして規則で定める書類を提出し、又は提示しなければならない。

（費用負担）

第五条 法第三十条の三十七第二項の規定により書面による本人確認情報の開示を受け
る者は、当該書面の交付に要する費用を負担しなければならない。
(訂正申出の方法)

第六条 法第三十条の四十の規定により開示に係る本人確認情報についてその内容の全
部又は一部の訂正、追加又は削除の申出(以下この条において「訂正申出」という。
をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を知事に提出しなければならない。
ない。

一 氏名及び住所

二 訂正申出の内容

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、訂正申出をしようとする者は、当該訂正申出の内容が事実
に合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 第四条第二項の規定は、第一項の訂正申出について準用する。
(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で
定める。

附則

この条例は、平成十四年八月五日から施行する。

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公
布する。

平成十四年七月十七日

山梨県知事 天 野 建

山梨県条例第三十二号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号)
の一部を次のように改正する。

別表第一中十七の項を十八の項とし、十二の項から十六の項までを一項ずつ繰り下げ、
十一の項の次に次のように加える。

12 子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合五日以内
-----------	-----------------------------

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十四年七月十七日

山梨県条例第三十三号

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号)の
一部を次のように改正する。

別表第一中十七の項を十八の項とし、十二の項から十六の項までを一項ずつ繰り下げ、
十一の項の次に次のように加える。

12 子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合五日以内
-----------	-----------------------------

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県土地収用手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月十七日

山梨県知事 天 野 建

山梨県条例第三十四号

山梨県土地収用手数料条例の一部を改正する条例

山梨県土地収用手数料条例(平成十二年山梨県条例第二十二号)の一部を次のように
改正する。

第二条第一項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一項ずつ繰り下げ、第
一号の次に次の一号を加える。

二 法第十五条の七第一項の規定によって仲裁に付することを申請する起業者 仲裁
手数料

第二条第二項の表中六の項を七の項とし、三の項から五の項までを一項ずつ繰り下げ、
同表二の項中、「十二万円」を「十五万八千円」に改め、同表二の項を同表三の項とし、
同表一の項の次に次のように加える。

二 仲裁手数料	十二万六千円
---------	--------

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にした事業認定の申請に係る事業認定手数料の額については、この条例による改正後の山梨県土地収用手数料条例第一条第二項の表三の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山梨県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月十七日

山梨県知事 天野 建

山梨県条例第三十五号

山梨県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

山梨県看護職員修学資金貸与条例(昭和三十七年山梨県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「大学院の修士課程に在学する者にあつては、看護師としての業務に限る。」を削る。

第六条第一項第一号及び第二号中「三年」を「五年」に改め、同項第三号中「又は同条第二項に規定する診療所」を、「同条第二項に規定する診療所その他規則で定める施設」に、「県内医療機関」を「県内医療機関等」に改める。

第八条第二号中「二分の三」を「二分の五」に改め、同条第三号中「三倍」を「五倍」に改める。

第十条第一項第二号中「県内医療機関」を「県内医療機関等」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山梨県看護職員修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に貸与を開始する看護職員修学資金について適用し、同日前に貸与を開始した看護職員修学資金については、なお従前の例による。

山梨県警察官支給品及び貸与品条例及び山梨県交通巡視員支給品及び貸与品条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月十七日

山梨県知事 天野 建

山梨県条例第三十六号

山梨県警察官支給品及び貸与品条例及び山梨県交通巡視員支給品及び貸与品条例

の一部を改正する条例

(山梨県警察官支給品及び貸与品条例の一部改正)

第一条 山梨県警察官支給品及び貸与品条例(昭和二十九年山梨県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「については、三」を「及び識別章については、各三」に、「手帳

」を「識別章」に改める。

警察手帳

(山梨県交通巡視員支給品及び貸与品条例の一部改正)

第二条 山梨県交通巡視員支給品及び貸与品条例(昭和四十五年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第百十四条の三第三項」を「第百十四条の四第四項」に改める。

第四条中「については、三」を「及び識別章については、各三」に、「手帳」を

識別章

に改める。

警察手帳

附則

この条例は、平成十四年十月一日から施行する。

山梨県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月十七日

山梨県知事 天野 建

山梨県条例第三十七号

山梨県税条例の一部を改正する条例

山梨県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間」を「法第五十二条第二項第一号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第一号の二の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第一号の三の連結法人税額の課税標準の算定期間、同項第二号の均等割額の算定期間又は同項第二号若しくは第四号の期間」に改め、

同条第三項中「法人の資本等の金額は、当該法人の法人税額の課税標準若しくは均等割額の算定期間の末日(法第五十二条第二項第一号)」を「法第五十二条第二項第一号から第二号までに掲げる法人の資本等の金額は、それぞれこれらの号に定める日(同項第一号)」に改め、「あるもの」の下に「及び法第五十二条第二項第一号の二に掲げる法人」

を加える。

第三十一条中「第六項及び第八項から第十項」を「第四項、第五項、第二十四項又は第二十六項から第二十八項」に改め、「第五十三条第一項後段」の下に「若しくは第三項」を加える。

第四十条第一項中「次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「第四項」を「第七項」に、「第八項」を「第十一項」に改める。

第七十三条中「第五十三条第二十三項」を「第五十三条第四十三項」に改める。

附則第十二条の十二第二項中「又は第二号」を「から第二号まで」に、「掲げる日」を「定める日」に改める。

附則第十二条の十五中「第六十八条の三第一項」を「第六十八条第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年八月一日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の山梨県県税条例(以下「新条例」という。)第三十条第二項及び第三項並びに第三十一条並びに新条例附則第十二条の十二第二項の規定は、平成十五年三月三十一日以後に終了する連結事業年度分の法人の県民税について適用する。

(事業税に関する経過措置)

3 新条例第四十条第一項第一号の規定は、平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

山梨県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月十七日

山梨県知事 天野 建

山梨県条例第三十八号

山梨県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

山梨県政務調査費の交付に関する条例(平成十三年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第百条第十二項及び第十三項」を「第百条第十三項及び第十四項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例をここに公布する。

平成十四年七月十七日

山梨県知事 天野 建

山梨県条例第三十九号

山梨県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例

(議員の定数)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十条第一項の規定により、山梨県議会の議員の定数は、四十二人とする。

第二条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十五条の規定による山梨県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表のとおりとする。

選挙区の名称	選挙区の区域	選挙すべき議員の数
東山梨郡	東山梨郡の区域	一人
東八代郡	東八代郡の区域	三人
西八代郡	西八代郡の区域	一人
南巨摩郡	南巨摩郡の区域	二人
中巨摩郡	中巨摩郡の区域	八人
北巨摩郡	北巨摩郡の区域	三人
南都留郡	南都留郡の区域(西桂町の区域を除く。)	二人
北都留郡	北都留郡の区域	一人
甲府市	甲府市の区域	九人
富士吉田市	富士吉田市の区域	三人
塩山市	塩山市の区域	一人
都留市・西桂町	都留市及び南都留郡西桂町の区域	二人
山梨市	山梨市の区域	二人
大月市	大月市の区域	二人

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年一月一日から施行する。

(適用区分)

2 第二条の規定は、平成十五年一月一日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用し、当該一般選挙が行われるまでの間における選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、なお従前の例による。

(山梨県議会の議員の定数及び選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の廃止)

3 山梨県議会の議員の定数及び選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(平成十年山梨県条例第三十八号)は、廃止する。